市税の納付は口座振替のご利用を

税金の督促状が届き、初めて納めていないことに気付いたことはありませんか。「うっかり」ということもあるでしょう。それを防ぐのが口座振替です。一度手続きをしていただければ、市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、納付のために金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。市税の納付は、確実・便利な口座振替をご利用ください。

▶申し込み 預金通帳と通帳届出印を持参し、市内各金融機関窓口または収納課で手続きをしてください。また、収納課では、キャッシュカードとその暗証番号で申し込みができます。申し込みの際は、取り扱えない金融機関やキャッシュカードがありますので、事前に問い合わせください。

コンビニで納税できます

日本全国、休日・夜間、時間を問わずに納付することができますので、ぜひご利用ください。

- ▶コンビニで納付できない納付書
 - ・納期限を過ぎた納付書
 - バーコードのない納付書や、傷・汚れなどによりバーコードを読み取れない納付書
 - 各期別(1枚当たり)の納付額が30万円を超える納付書
 - 金額を訂正したものや、金額を書き加えた納付書
- ※これらの場合は、金融機関などをご利用ください。
- **▶問い合わせ** 同課収納担当(内線 236 · 237)

新たに持田長町自治会が道路等の 里親団体に認定されました

市では、地域住民の道路環境への意識を高めるとともに、地域住民・企業・行政が協働して道路を美しく保つことおよび公共施設が市民共有財産であるという意識の高揚を図るため、平成17年度に行田市道路等里親制度を創設しました。

このたび、新たに持田長町自治会(杉田光春会長)が道路等の里親団体に認定され、工藤市長から同自治会に認定書が授与されました。

持田長町自治会

○構成員数 自治会会員約240人

○活動区間 市道第6.3—212号線の一部、持田2丁目 1928—1地先から持田2丁目4770—1地

先まで

○活動内容 道路路肩の除草、清掃作業および植樹の

剪定(年間7~8回)

道路等の里親になりませんか

市では、指定している歩道や駅前広場などの里親になっていただける地域の方々や企業などの活動団体を募集しています。



道路等里親認定書授与式の様子

活動時には、軍手・ごみ袋の支給、用具の貸し出し、収集後のごみ処理の支援を行います。さらに、希望団体には、現地に活動団体名入りの表示板を設置します。皆さん、道路の美化活動に参加しませんか。

▶問い合わせ 道路治水課維持補修担当☎550—1553

布税は納期限内に納めまじょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう早めの納付を心がけましょう。

納付を忘れてしまうと

市税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差押えなければならないとされています。市では、納期限内に納税されている多くの方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、法律に基づく差押えなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※平成28年中の延滞金の率は、法律の規定により年9.1パーセントです(ただし、平成28年中は納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年2.8パーセント)。

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。市役所 の通常業務時間内に来庁できない方のために、納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日夜間 納税・相談窓口の開設

▶休 日 毎週日曜日の午前8時30分~正午

▶夜 間 毎週火曜日の午後5時15分~7時※年末年始、祝日を除く

▶場 所 収納課



ご存じですか 納税猶予制度

市税は納期内納付が原則ですが、「災害・盗難・疾病」、「事業の休廃止」、「事業継続や生活維持の困難」などの一定要件に該当する場合には、申請により原則として1年以内に限り納付時期の遅延や分割納付、財産の差押えや換価が猶予される納税緩和制度がありますので、早めにご相談ください。

申請には事実を証明する書類、収支財産状況書類などの提出が必要で、担保を要する場合もあります。

平成28年度 市税納期限一覧

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期
	6月30日	8月31日	10月31日	12月26日
固定資産税 都市計画税	第1期	第2期	第3期	第4期
	5月31日	8月1日	9月30日	11月30日
軽自動車税	全 期			
	5月31日			
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期
	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日
	第5期	第6期	第7期	第8期
	11月30日	12月26日	1月31日	2月28日
	第9期			_
	3月31日			

17 2016.5 市報 ぎょうだ 16